

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という）に基づき、原子力事業者である東京電力株式会社（以下「原子力事業者」という）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という）の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害への対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民等の生命、身体並びに財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、三条市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」、「原子力災害対策指針」及び「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいて作成したものである。

さらに、県内全市町村で構成する「市町村による原子力安全対策に関する研究会」において避難、屋内退避、受入れの際の共通の考え方を整理した「実効性のある避難計画（暫定版）」の内容も反映している。

3 関連計画との連携

この計画は、「三条市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「三条市地域防災計画（震災対策編、風水害等対策編、資料編）」によるものとする。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

なお、この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに、災害対策基本法第42条第4項により、その要旨を公表するものとする。

5 計画の習熟等

市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧対策の推進体制を整えるものとする。

第2節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針及び災害の想定

1 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

2 計画の基礎とすべき災害の想定

計画の基礎とすべき災害は、発電所の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる原子力災害を想定する。また、原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という）及び原災法第10条第1項に規定する事象の可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障（以下「警戒事象」という）が発生した場合においても、住民の不安や動揺及び社会的影響等に鑑み、国、県、関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応する。

第3節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

三条市において原子力対策を実施すべき地域の範囲は、市内全域とし、原子力災害対策にあたっては、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置対応を基本としつつ、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合の緊急時防護措置についても備えるものとする。

[参考]

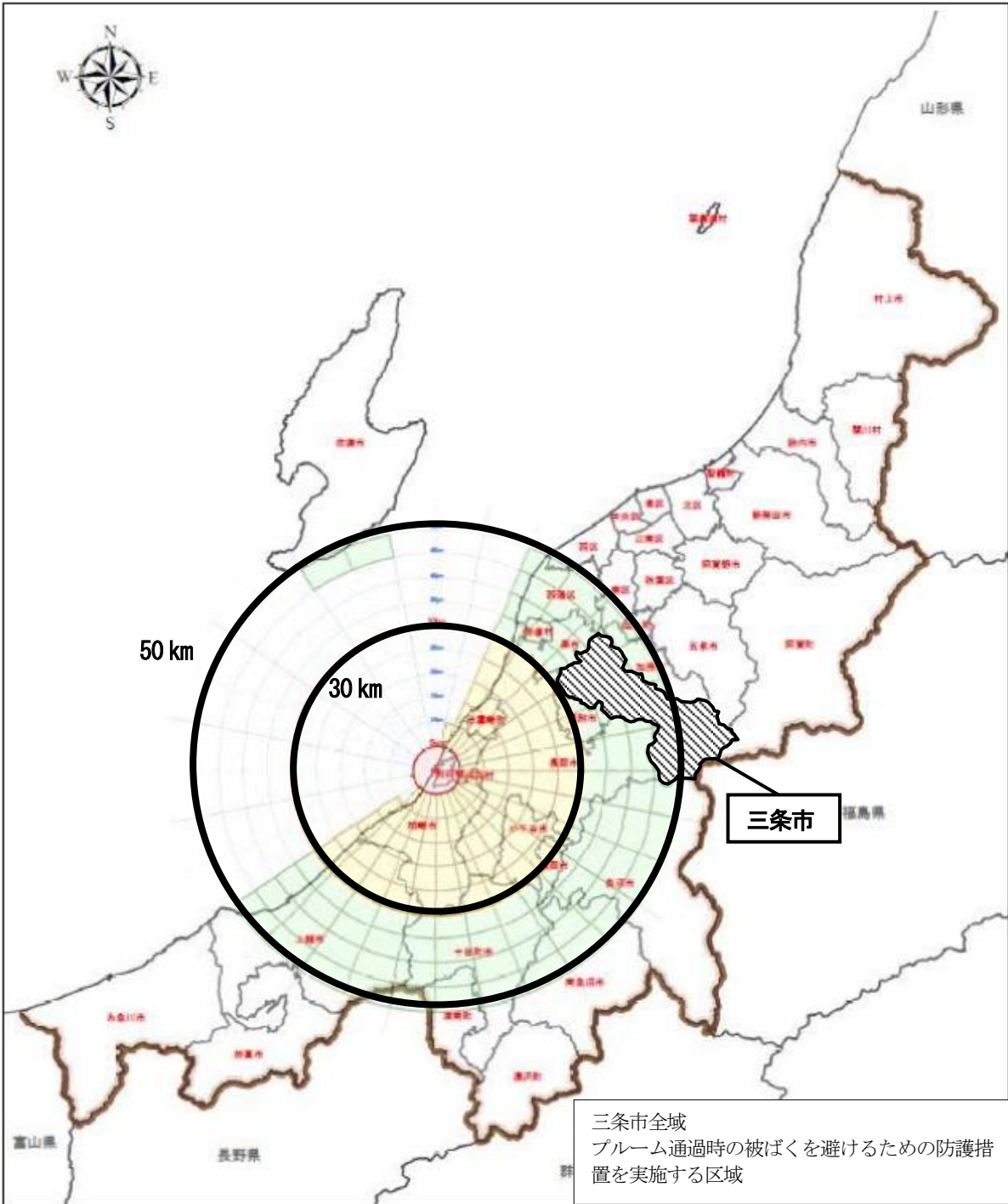
新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を県内全域とし、発電所の中心からの距離等に応じて区域等を区分している。

このことを踏まえ、市町村による原子力安全対策に関する研究会において、下表のとおり区域等を設定した。

区域・地域名	発電所からの距離（目安）	基本の対応
予防的防護措置を準備する区域 （PAZ： Precautionary Action Zone） ※ 県計画では、「即時避難区域」と 標記）	半径 5km	発電所からの放射性プルーム（以下「プルーム」とする）放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する。避難は、PAZ 外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね 30 km 圏外への避難を実施する。
緊急時防護措置を準備する区域 （UPZ： Urgent Protective Action Planning Zone） ※ 県計画では、「避難準備区域」と 標記）	半径 5km～30km	基本的には、計測可能な判断基準に基づく避難や屋内退避の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、半径概ね 30 km 圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。 なお、UPZ 内の避難を要しない区域においても、測定・予測の結果に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。

区域・地域名	発電所からの距離（目安）	基本の対応
<p>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）</p> <p>※ 県計画では、「屋内退避計画地域」と表記</p>	<p>半径 30km～50km</p>	<p>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、屋内退避や安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する地域とし、計測可能な判断基準のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、必要に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。また、市町村によっては、避難者の受入れを実施する。なお、PPA においても、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合には、UPZ と同様の対応を実施する。</p>
<p>PPA超</p> <p>※ 市町村による原子力安全対策に関する研究会において、独自に定めたもの</p>	<p>半径 50 km～</p>	<p>PAZ、UPZ、PPA 以外の地域は、PAZ 等からの避難者を受け入れる地域とする。</p> <p>また、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定するとともに、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。</p> <p>なお、PPA 超においても、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、UPZ 又は PPA と同様の対応を実施する。</p>
<p>放射線量監視区域</p> <p>※ 県計画において定めたもの</p>	<p>県内全域</p>	<p>県内全域については、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域とする。</p> <p>また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。</p> <p>なお、放射線量監視区域においても、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、UPZ 又は PPA と同様の対応を実施する。</p>

三條市における原子力防災対策を実施すべき地域の範囲



第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民等の責務

(1) 三条市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、三条市の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、新潟県、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、原子力災害から新潟県の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、原子力災害から三条市の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を執る。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民等（住民・企業等）

住民、企業等は、日ごろから災害発生時に備え、市、県その他防災関係機関の実施する防災活動に参加、協力するとともに、「自らの身の安全は自分で守る」、「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」という自助、共助の認識の下に、積極的に自主防災活動を行うものとする。

2 各機関の事務又は業務の大綱

原子力災害に関し、市、県並びに三条市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて三条市の地域に係る原子力防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、三条市地域防災計画（風水害等対策編）及び同（震災対策編）「第1章第2節2各機関の事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。なお三条市地域防災計画に記載のない機関等については、新潟県地域防災計画を参照。

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
三 条 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に關すること。 2 住民等に対する通信連絡網の整備に關すること。 3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に關すること。 4 事故状況の把握及び連絡に關すること。 5 市原子力災害対策本部等の設置・廃止に關すること。 6 住民等に対する広報に關すること。 7 住民等からの問い合わせに対する対応に關すること。 8 環境放射線モニタリングに關すること。 9 住民等の屋内退避、避難に關すること。 10 県の緊急時医療活動に対する協力を關すること。 11 住民等に対する飲食物の摂取制限等に關すること。 12 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に關すること。 13 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に關すること。 14 市道の通行確保に關すること。 15 輸送車両の確保及び必要物資の調達に關すること。 16 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に關すること。 17 防災業務関係者の被ばく管理に關すること。 18 汚染物質の除去及び除染に關すること。 19 住民等に対する各種制限措置の解除に關すること。 20 損害賠償請求等に必要資料の整備に關すること。 21 風評被害等の影響の軽減に關すること。 22 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に關すること。 23 心身の健康相談に關すること。 24 児童、生徒の屋内退避及び避難に關すること。 25 学校施設の屋内退避、避難施設としての使用協力を關すること。 26 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に關すること。
三条市消防本部 三条市消防署 三条市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等の屋内退避、避難の誘導に關すること。 2 消防活動の実施に關すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>新潟県</p> <p>(教育庁)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること。 2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること。 3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。 4 通信連絡網の整備に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること。 8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という）の整備及び維持に関すること。 9 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること。 10 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること。 11 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること。 12 環境放射線モニタリングに関すること。 13 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。 14 緊急被ばく医療措置に関すること。 15 飲食物の摂取制限等に関すること。 16 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。 17 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。 18 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。 19 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。 20 防災業務関係者の被ばく管理に関すること。 21 汚染物質の除去及び除染に関すること。 22 各種制限措置の解除に関すること。 23 市の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。 24 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること。 25 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関すること。 26 風評被害等の軽減に関すること。 27 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること。 28 物価の監視に関すること。 29 心身の健康相談に関すること。 30 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。 31 児童、生徒の屋内退避及び避難に関すること 32 学校施設の屋内退避、避難施設としての使用協力に関すること。
<p>新潟県警察本部 (三条警察署)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること。 2 防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること。 3 交通規制、緊急交通路の確保に関すること

原子力事業者の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東京電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力施設の防災管理に関する事。 2 従業員等に対する教育、訓練に関する事。 3 関係機関に対する情報の提供に関する事。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリング要員の派遣に関する事。 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。 9 汚染物質の除去等に関する事。

第5節 用語の解説

この計画における主な用語の解説は、次のとおりとする。

1 住民等

市内に居住する人（外国人居住者を含む。）、旅行や仕事などで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内のすべての人のことをいう。

2 災害時要援護者

災害時に必要な情報の把握が困難で、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等をいう。

3 安定ヨウ素剤

放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす恐れがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。

4 甲状腺

前頸部に位置しちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝を促す内分泌器官のこと。

5 スクリーニング

原子力災害が起きた場合、住民等に放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。

6 環境放射線モニタリング

原子力施設周辺の安全確認のため、放射線を定期的、連続的に監視、測定し評価すること。

緊急時に発電所周辺地域において重点的に実施される環境放射線モニタリングのことを、「緊急時環境放射線モニタリング」（又は、「緊急時モニタリング」）と呼ぶ。

7 モニタリングポスト

発電所周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して設置され環境放射線等を連続して測定する設備のこと。

8 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）

周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量を計算するシステム。SPEEDI ネットワークシステムと称され、大量の放射性物質の放出、又は、そのおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するのに使用される。

9 屋内退避

放射性物質の放出があった場合、放射線による被爆を避けるため、一時的に自宅等の屋内に留まること。

10 警戒事象

原災法第10条第1項に基づく通報事象（特定事象）には至っていないが、その可能性がある事故・故障若しくはそれに準ずる事故・故障であって、規制庁が警戒事象と判断する事象又は自然災害（立地市町村における震度5弱以上の地震、立地都道府県における震度6弱以上の地震及び大津波警報等）をいう。

11 特定事象

原災法第10条第1項に規定する次の異常事象のこと。

- (1) 原子力発電所の境界付近で5マイクロシーベルト／時の放射線量率が検出された場合
当該数値が1地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が十分間未満であるときに限る）、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。
- (2) 排気筒等の通常放出場所で5マイクロシーベルト／時の放射線量率に相当する放射性物質が検出された場合
- (3) 管理区域以外の場所で、50マイクロシーベルト／時の放射線量率又は5マイクロシーベルト／時の放射線量率に相当する放射性物質を検出した場合
- (4) 輸送容器から1m離れた地点で100マイクロシーベルト／時の放射線量率を検出した場合
- (5) 実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則で定める場合

12 安全協定

原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。

（県内の事例）

- 新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和58年10月28日締結）
- 28市町村（柏崎市・刈羽村を除く）・東京電力（平成25年1月9日締結）

13 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第1項に規定する事象が発生した場合、同条第2項により内閣総理大臣が発する次の内容の緊急事態宣言のこと。

- (1) 原子力緊急事態が発生した旨
- (2) 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- (3) 原子力緊急事態の概要
- (4) 緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者などに対して周知させるべき事項

14 原子力規制委員会

原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、これらを実施する事務を一元的につかさどる行政機関。平成 24 年に公布された原子力規制委員会設置法により、同年 9 月に発足。環境省の外局であり、専門的知見に基づいて中立公正な立場で独立して職権を行使するものとして設置されたもの。「原子力安全・保安院」の後身)

15 緊急事態応急対策拠点施設（原子力防災センター：オフサイトセンター（OFC））

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、発電所立地市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。（柏崎刈羽原子力防災センター（オフサイトセンター）は柏崎地域振興局となりに位置する。）

16 原子力被災者生活支援チーム

国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

17 放射性プルーム

原発事故などにより飛散した微細な放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等）を含み、大気に乗って流れていく雲のような空気の一团をいう。

18 OIL (Operational Intervention Level (運用上の介入レベル))

放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング等の結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の防護措置を行うための判断基準。

19 マイクロシーベルト／時 ($\mu\text{Sv/h}$)

「シーベルト (Sv)」とは、放射線の量を表す単位で、人体等が放射線を受けたときの影響の度合いを表す。「シーベルト／時 (Sv/h)」は、1 時間あたりの放射線量率の単位。

※ $1\text{Sv} = 1,000\text{mSv}$ (ミリシーベルト) $= 1,000,000\ \mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト) となる。